

新型コロナウイルス感染症に係る連絡事項について

新型コロナウイルス感染症に係る連絡事項については以下のとおりです。事業所内でご周知ください。
また、各事業所におかれましては基本的な感染防止対策の再徹底をお願いいたします。

1 利用者または職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について

- ・ 保健所へ連絡し、指導・指示に従う
- ・ 陽性利用者の支援者（家族、相談支援事業所）、甲府市障がい福祉課等の関係機関への情報提供
- ・ 施設内の消毒

※ 事業所休業等の判断について

保健所では濃厚接触者の判断については、同居家族に限定するケースが多いため、事業所営業の判断については、慎重にご判断ください。

2 新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省通知について

厚生労働省通知には特別な報酬の取り扱い等の重要な情報が掲載されております。通知につきましては、障がい福祉課からメールにて周知しておりますが、厚生労働省のHPにも掲載されておりますので、定期的にご確認ください。

- ・ 厚生労働省HPについては、以下のページにリンクを掲載しております。

「甲府市HP」→「健康・福祉・子育て」→「福祉」→「障がい福祉」→「事業者向け情報」→「新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ（事業者向け）」

3 在宅支援の取り扱いについて

事業所で感染拡大防止の観点から在宅支援を行う場合は、次の手続きが必要となります。

1 運営規程の変更

運営規程に在宅支援をする旨の内容を追加し、変更の届出を行ってください。

2 支給決定市町村による在宅支援の許可

利用者ごとに支給決定市町村へ在宅支援の許可を取ってください。

詳しくは各市町村へお問い合わせください。

（例）甲府市

利用者名、在宅支援の内容および在宅支援に移行する理由を書面に記入し、サービス支援係に提出
（任意様式）